

丹波篠山市地域福祉計画



令和6年3月

〔目次〕

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけと期間	3
3 他計画との関係	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
1 丹波篠山市の現状	6
2 現状からみる丹波篠山市における地域福祉の課題	7
第3章 本計画の基本的な考え	9
1 計画の基本理念	10
2 計画の基本目標	11
3 計画の体系	12
第4章 施策の展開	13
基本目標1 地域福祉活動の活性化	14
基本目標2 相談支援体制づくり	17
基本目標3 地域住民同士の支え合い意識の浸透	21
第5章 計画の推進に向けて	25
1 計画の推進体制	26
第6章 丹波篠山市成年後見制度利用促進基本計画	27
1 計画策定の目的と背景	28
2 現状と課題	29
基本目標1 成年後見制度の周知・利用促進	30
基本目標2 権利擁護支援の体制整備	33
第7章 丹波篠山市重層的支援体制整備事業実施計画	36
1 計画策定の背景と趣旨	37
2 現状と課題	38
3 重層的支援体制整備事業の実施概要	39
4 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の取り組み	41

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少、世帯の単身化、暮らし方や価値観の多様化により、地域のつながりの希薄化や地域福祉活動の担い手不足などの課題が顕在化しています。

また、地域や家庭の困りごとは、8050問題や介護と育児のダブルケアをはじめとするひきこもりやヤングケアラーの問題など、様々な要因が複雑化・複合化した課題が増加しています。

地域福祉においてこれまでは、高齢者、障がい者、子どもなどの年齢や属性別の公的福祉サービスを提供してきましたが、近年の生活スタイルや支援課題の多様化により、既存の制度では対応できない課題を抱える人や世帯への対応が必要なケースが顕在化しています。そのため、これまで以上に様々なケースに対応し、かつ臨機応変に対応の手を打つ柔軟性や、複合的な課題に対しては、多様な専門機関との連携を密にするなどの体制整備を進めるとともに、これまでのように福祉サービスの「受け手」「支え手」に分かれることなく、すべての地域住民等が役割を持ち、相互に支え合いながら生活していく地域づくりが求められます。

本市では、平成24年3月「篠山市地域福祉計画」を策定し、平成27年3月、平成31年3月には計画を改定し、福祉サービスの利用促進や地域福祉の意識浸透及び福祉でのまちづくりを推進してきたところです。平成31年3月の改定以降、令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、課題を抱える人を支援する体制や地域住民が地域の福祉を推進するために必要な環境を整備して、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設などが規定されました。

本市における地域福祉の現状と変化を続ける社会制度を照らし合わせ、基本理念「みんながつながり支え合う 一誰もがいきいきと安心して暮らし続けられる丹波篠山市一」の実現に向けて、現在の丹波篠山市の環境に適合する地域福祉を推し進められるよう、「丹波篠山市地域福祉計画」を改定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定するものです。

また、本計画は次の計画を包含し策定します。

- ・「丹波篠山市成年後見制度利用促進基本計画」

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき策定し、権利擁護事業の総合的な推進を図っています。

- ・「丹波篠山市重層的支援体制整備事業実施計画」

国では、令和 3 年 4 月 1 日から「重層的支援体制整備事業」が創設され、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき計画を策定し、令和 7 年度事業実施に向け取り組みを進めます。

(社会福祉法より抜粋)	
第 107 条 (市町村地域福祉計画)	
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。	
一	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五	前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
2	市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
3	市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

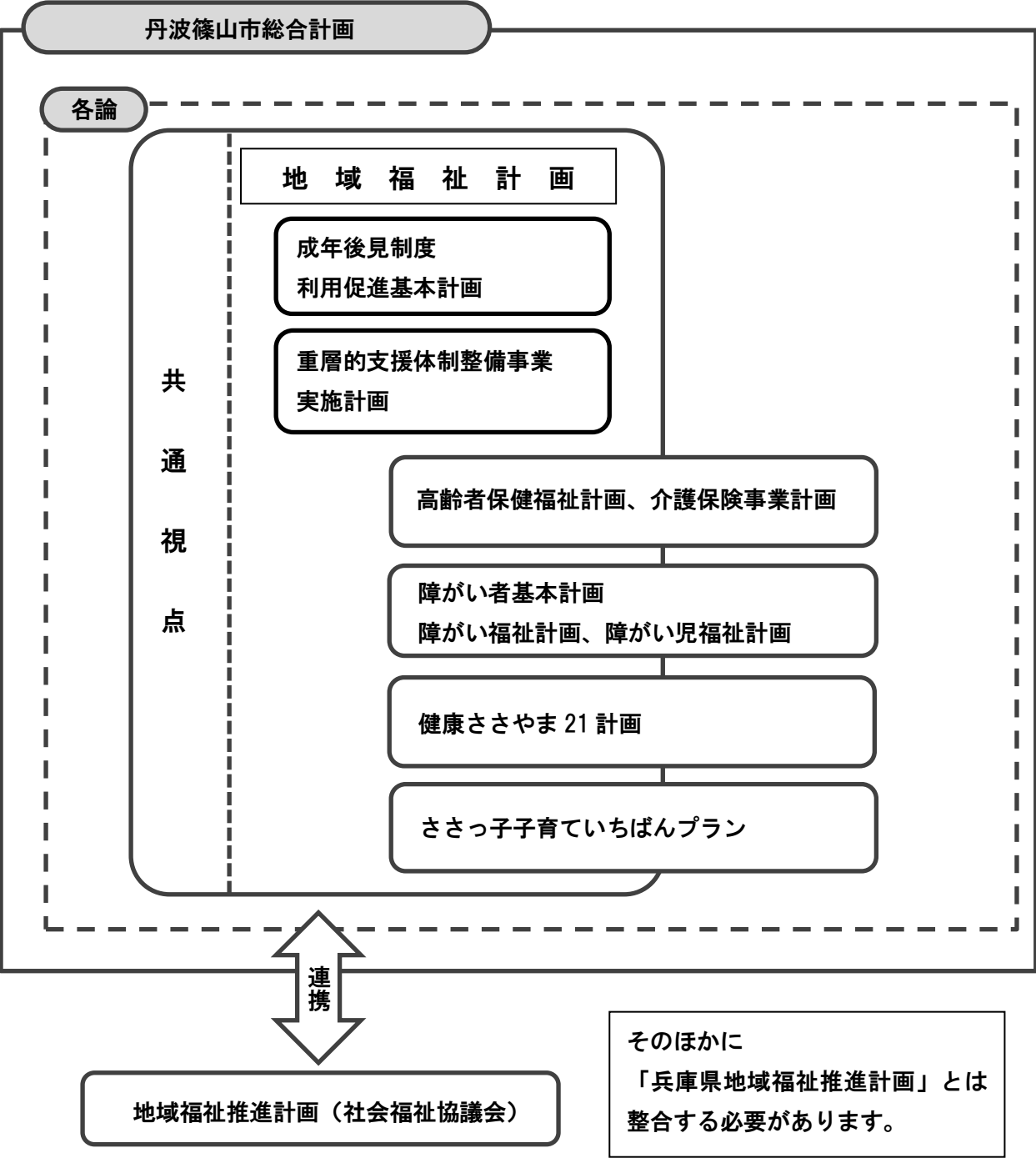
(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

~	平成30 年度	~	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
	第2期 計画		第3期 計画	第4期計画 (本計画)					第5期 計画	

3 他計画との関係

本計画は、上位計画である「丹波篠山市総合計画」に即して策定するとともに、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉等の各行政分野別計画との整合を図るものです。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 丹波篠山市の現状

地域福祉における今後の課題は、本市を取り巻く現状を把握することで顕在化します。特に人口減少、高齢化、核家族化の問題は、地域福祉の推進と不可分の関係にあると言えます。

令和2年実施の国勢調査の結果を見ると、本市の人口は39,661人と、前回調査時（平成27年）の41,490人から1,829人減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」では、本市の2040年の人口推計は30,939人と推計されています。

出生数も減少傾向です。本市の年間の出生数は1977年508人（平成28年篠山市人口ビジョン）から令和3年217人（令和4年度丹波篠山市統計書）へと継続的に減少しています。年少人口の減少は今後の地域福祉の推進を担う、将来の担い手の減少を招きます。

世帯数の変化に目を向けてみると、15,578世帯（平成27年国勢調査）から15,605世帯（令和2年国勢調査）へと、5年間で世帯数が増加しています。

本市における高齢者の割合については、老年人口（65歳以上人口）の割合がおよそ35.60%（令和4年度末長寿福祉課調べ）と高く、超高齢社会といわれる状態です。特に山間部を中心に、老年人口の割合が50%を超える集落が58か所あります。

これらの統計資料から、人口は減少し、出生数も減少しているにも関わらず世帯数が増加していることから見てとれることは、1世帯当たりの人口の減少による核家族化の進行です。

また、高齢者の割合との関連では、高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者の増加にもつながっていると言えます。これらのことは、自治会などの団体の形骸化やコミュニティのつながりの希薄化などを生む要因となっているといえます。

そのような状況であるからこそ、福祉サービスの強化は不可欠です。しかしながら近年のニーズの多様化・複雑化により、行政の分野別の対応だけでは立ち行かないようなケースが増えています。民生委員、福祉委員、愛育班、ボランティア団体、自治会、まちづくり協議会やNPO団体などの地域福祉活動の主体と行政や社会福祉協議会などの福祉団体が連携して地域福祉を推進してきましたが、これまで以上に、地域住民が互いに支え、支えられ、地域において自分事として問題解決に取り組めるように、より一層の連携を図っていく必要があります。

2 現状からみる丹波篠山市における地域福祉の課題

本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、地域福祉を推進していくための今後の課題は以下のようなものが考えられます。

■地域住民の支え合いの意識と地域福祉への関心を高める

- 行政だけでは対応が困難になることに対応した、住民の地域社会への参加の促進
- 市民の福祉に対する意識改革
- 今後の地域福祉の担い手となる子どもたちへの福祉教育の充実

■地域福祉活動の主体の活動を活発に

- 地域住民それぞれが互いに支え合う意識を浸透させること
- 住んでいる地域で自分自身の役割を自覚し活躍できるようなコミュニティの育成
- 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加により重要となる、民生委員・児童委員の見守りなど、それぞれの活動の活性化、資質の向上
- 核家族や単身世帯の増加に対した地域でのコミュニティづくり

■地域福祉の今後の担い手の発掘と育成

- 地域福祉を推進する主体における担い手の減少に対し、新しい人材の発掘と育成

■気軽に相談できる体制の構築

- 相談しやすい窓口の提供、ふくし総合相談窓口の周知
- ひとつの機関だけでは対応のできない複合的な課題に対する重層的な対応

■従来の福祉サービスが対象としていない狭間のニーズへの対応

- ニーズの多様化・複雑化に対応するための、包括的な支援体制の構築

■福祉サービスに関する情報の積極的かつ適切な提供

- 福祉サービスに関する情報の適切な提供

第3章 本計画の基本的な考え

1 計画の基本理念

みんながつながり支え合う
— 誰もがいきいきと安心して暮らし続けられる丹波篠山市 —

人口減少や家庭・地域社会の在り方の変化に伴い、これまで高齢者の生活支援や障がいのある人たちへの支援といった、典型的と考えられるニーズに対して提供してきた行政の分野別の福祉サービスでは対応が困難なケースが増加してきました。年齢や属性別の制度では対象とならない生活課題を持っている、もしくは複合的な課題を抱えている世帯にも対応できるように整備を進めていく必要があります。

今後の地域福祉を充実したものにしていくために、「誰もが互いに支え合い みんながいきいきと暮らし続けられるまちづくり」をめざし、地域のあらゆる住民が自分の役割を担い、地域での課題を他人事ではなく自分事として考え、住民同士が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進します。

◆ 「SDGs」

持続可能な開発目標（SDGs（エスディー・ジーズ））とは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、17のゴールと169のターゲットで構成されています。

本市においても、みんながつながり支え合う丹波篠山市を実現するとともに、SDGsの達成を目指しています。



2 計画の基本目標

基本目標1 地域福祉活動の活性化

今後の地域福祉を推進していくには、すべての住民が地域社会の一員であるとの気づきが必要です。

自治会や多様な地域福祉団体の活動を活性化させるためには、担い手世代の減少が課題となっています。そこで、新たな人材の確保・育成や子どもたちの地域福祉に対する意識づくりなど、明日の地域福祉を担う人材の育成を図り、長期的な地域福祉活動の活性化を進めます。

基本目標2 相談支援体制づくり

地域福祉の推進には、地域福祉活動の主体（民生委員、福祉委員、愛育班、ボランティア団体、自治会やまちづくり協議会など）が連携し、公的な福祉サービスが連動した、横断的な対応が可能な体制づくりが必要です。相談内容も多様化・複雑化していく中で、地域住民に分かりやすい窓口として、「ふくし総合相談窓口」をより多くの住民が利用しやすいように運営していくとともに、関係する部署や機関との緊密な連絡体制を確保することで、広範な相談内容にも対応していきます。

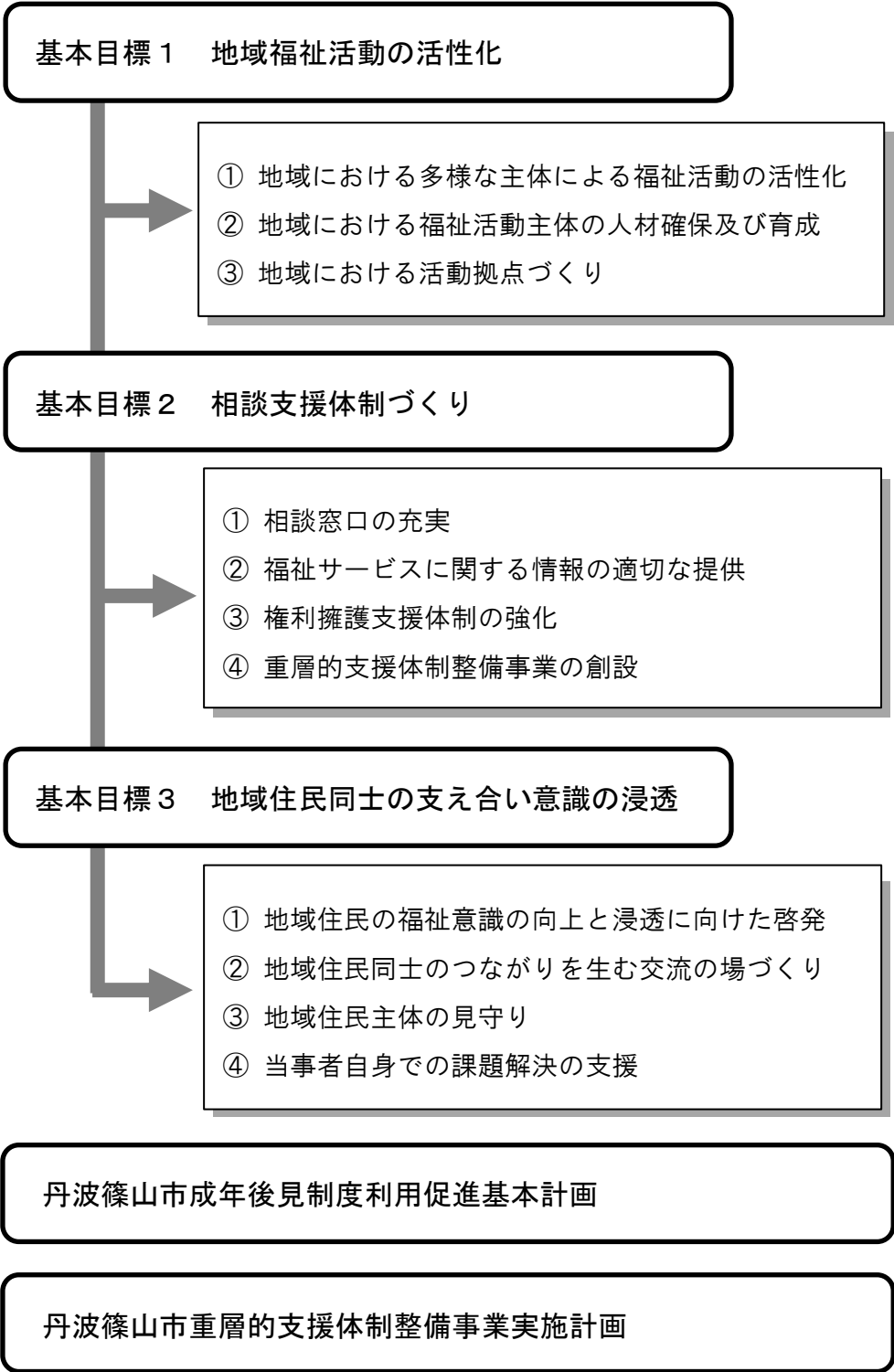
福祉サービスに関する情報を、必要とする人が適切に選択できるように提供する必要があります。あらゆる媒体を使った情報提供を行いますが、高齢者や障がいのある方等にもわかりやすい情報を提供する工夫をしていかなければなりません。様々な事情により情報が届きにくい方に対しても適切な情報が届くように配慮します。

基本目標3 地域住民同士の支え合い意識の浸透

近年の地域福祉のニーズは多様化・複雑化しており、これまでも増してきめ細やかな対応が求められます。身近な住民同士が支え合える環境であることが望ましく、地域住民の力で地域福祉を推進していくことが不可欠です。すべての住民が互いに地域福祉を担う主体としてそれぞれの役割を持ち、時には支え、時には支えられるというように住民の地域参加を促進していきます。そのために、住民一人ひとりの自治・地域・福祉への関心を高め、支え合いの意識を浸透させるような取り組みを進めます。

地震や風水害等の災害時に要配慮者を地域で支え合うことが大切です。そのためには地域活動や見守り活動を通じて平時から住民同士がつながりを持つとともに、関係機関、地域と連携し、災害時に自力で避難が難しい人への支援体制づくりを進めます。

3 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉活動の活性化

① 地域における多様な主体による福祉活動の活性化

《概要》

今後特に地域福祉に対するニーズが多様化し複雑化する中で、さらにきめ細やかな対応を可能にしていくために、福祉活動主体のより活発な活動の支援を進めていきます。

現状と課題

- 公的福祉サービスのみでの対応が困難なケースの増加
- 高齢者人口の割合の増加による福祉サービスの需給バランスの変化
- 既存の福祉活動のさらなる活性化の必要

施策の方向

○社会福祉協議会を中核とした地域福祉活動の推進

社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核を担う機関として、地域福祉推進計画を策定し、様々な福祉事業の展開に取り組まれています。市社会福祉協議会が、地域における福祉活動を行う自治会や民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体、NPO 法人などの多様な主体の活動の中核的な役割を発揮できるように支援、連携を図ります。

○社会福祉協議会の事業実施・継続の支援

現在、社会福祉協議会で取り組む「ふれあい・いきいきサロン」「ボランティア団体の育成」などの事業実施を支援します。

○多様な主体による福祉活動の活性化

まちづくり協議会などが取り組む福祉活動のサポート、情報交換の機会を設けるなど、他の団体との連携強化を支援します。

② 地域における福祉活動主体の人材確保及び育成

《概 要》

福祉活動主体においても人口減少や高齢化を要因とする、担い手不足や担い手の固定化が問題となっています。福祉活動主体の活動が縮小してしまわぬよう、今後地域福祉活動に関わる多様な人材の確保及び育成を進めていきます。

現状と課題

- 担い手の減少により長期的な活動の見通しが困難
- 人的資源の減少による活動範囲・規模の縮小
- 人材の不足で活動の非活性化
- 担い手の固定化を原因とした負担の偏り

施策の方向

○将来的に地域福祉活動の主体の担い手となるような人材の育成

人口減少により、担い手の絶対数も同様に減少しており、限られた人的資源の中で担い手を確保していかなければなりません。そのためには、今の若い世代に地域福祉に関する問題意識を根付かせ、関心を持たせることが重要な課題となります。教育段階から地域福祉活動に参加する機会や地域福祉問題を知る機会を提供します。

○地域福祉活動の主体の活性化につながる人材の資質向上

それぞれの地域福祉活動の主体においてもより専門性が求められ、人材の資質向上を図る必要があります。特に地域福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員の担い手確保に向けて、活動しやすい環境の整備に努めるとともに、各種研修等を積極的に行い人材の育成を進めます。同様に他の地域福祉活動の主体においても積極的な人材の育成を進めるための機会を設けます。

○地域福祉への気軽な参加の促進

地域福祉活動への気軽な参加は、地域福祉への関心を高めるための重要なきっかけとなります。地域での催しや気軽に参加できる研修などを通じて、地域の抱える課題を知り、身近な福祉活動に携わっていただけるような機会の確保に努めていきます。

③ 地域における活動拠点づくり

《概要》

多様な主体による地域福祉活動の発展のためには多くの住民の活動への参加が求められ、活動の拠点や交流の場を設けることで、新たな参加者の確保や継続的な取り組みの強化を図ります。活動拠点づくりに対する助成や活動拠点の有効活用を推進していきます。

現状と課題

- 地域福祉活動の主体による安定的・継続的な活動の推進
- 地域住民の活躍の場の提供の必要
- 活動の地域間での格差

施策の方向

○活動拠点づくりや施設整備等のサポート

社会福祉協議会が取り組んでいる「ふれあい・いきいきサロン事業」は継続的な支援を行うことにより、地域福祉活動の拠点となり住民参加が期待できます。継続的な支援により参加者を促し、地域全体の福祉の底上げを図ります。

○地域住民の活躍の場づくり

ふれあい・いきいきサロンやいきいき倶楽部、子ども食堂、まちづくり協議会が行う福祉活動など、身近な地域において活躍できる場があることで、核家族や単身世帯の人々も地域社会に溶け込める機会となり、誰もが福祉サービスを利用しやすく、また地域福祉活動の担い手の確保にもつながります。

基本目標2 相談支援体制づくり

① 相談窓口の充実

《概要》

地域福祉における課題が多様化・複雑化し、制度の狭間や複合的な課題などの公的な福祉サービスでは対応が難しい課題が増加しています。

そうした課題に対応していくためには、地域や内容に応じて専門的に対応するだけでなく、横断的かつ総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

現状と課題

- 制度の狭間にある課題への対応
- 横断的な支援の必要
- 各相談窓口間の情報共有

施策の方向

○包括的な支援体制の構築

重層的支援体制体制事業の実施により、制度の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進します。

○「ふくし総合相談窓口」の積極的な活用促進

本市において、市民に分かりやすい窓口として保健福祉部内に設置している「ふくし総合相談窓口」をより多くの相談者が気軽に利用できるように、引き続き周知していきます。

○各相談支援機関同士の情報共有とネットワークの構築

各分野の相談支援機関が多様で複合的な課題に対して、速やかな引継ぎや分野をまたいだ対応が必要です。そのために各相談支援機関が課題を抱え込まず、多機関（複数の支援機関）で対応するために、「ふくし総合相談窓口」が中心となり、常に連携し合うネットワークを構築していきます。

○生活困窮者の把握と支援

生活困窮者が地域で孤立しないよう、関係機関や民生委員・児童委員等と連携しながら、経済的に困窮していると思われる人を把握し、生活や住宅に配慮が必要な方に対して、就労支援や住宅確保など生活困窮者支援制度の周知に努めます。また、生活に関する困りごとを相談できる生活困窮者自立支援相談窓口の普及と体制強化に努めます。

② 福祉サービスに関する情報の適切な提供

《概要》

福祉サービスを必要とする人が十分な情報の中から適切なサービスを選択できるように、広報やホームページ、パンフレット、講座など様々な機会を活用して、情報を提供します。

現状と課題

- 提供する福祉サービスの多様化・複雑化により、適切な情報提供が必要
- 高齢者など情報が届きづらい層への対応
- わかりやすい情報の提供

施策の方向

○ 多様な媒体・機会を積極的に活用した情報提供

福祉サービスに関する情報が必要な人に対して、パンフレットや広報、啓発チラシなど活用、各種研修や地域イベント、講座、SNS（市公式 LINE など）などを有効に活用して情報の提供を行っていきます。

○ 必要な人に必要な情報をわかりやすく提供する

ホームページやパンフレットを作成する際には高齢者や障がいのある人等が読みやすく、理解しやすいように配慮し、中身の伝わる情報提供を進めます。

○ 民生委員・児童委員による情報提供

広報やホームページなどの媒体では情報が届きづらい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動に併せて、福祉サービスに関する情報提供を行えるように主導していきます。

③ 権利擁護体制の強化

《概 要》

認知症や障がい等により判断能力が十分でない高齢者や障がいを持つ人の権利擁護の支援を行い、地域で自立した生活をしてもらうため、高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターを中心に権利擁護支援の推進に努めます。

今後、ますます増加が見込まれる権利擁護支援ニーズに対し、適切に対応できる権利擁護支援体制の充実・強化を図るため、『丹波篠山市成年後見制度利用促進基本計画』（本計画別記）を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを推進していきます。

現状と課題

- 虐待の未然防止と早期発見への取り組みの推進
- 市民や関係機関へ権利擁護に関する周知啓発・研修事業等の継続実施
- 権利擁護等の人材育成

施策の方向

○虐待防止の取り組みの推進

高齢者や障がい者虐待等の権利侵害を早期発見する体制や適切な支援をするための体制づくりを行なうとともに相談窓口を市民や関係機関に広く周知し、虐待の未然防止に努めます。

○成年後見制度等の利用促進に向けた取り組みの推進

中核機関である「高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」を中心に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と充実を図ります。

○市民の権利擁護に関する意識の浸透

権利擁護に関する市民の理解促進のためのフォーラムの開催や広報などを通じた周知啓発活動や関係機関への研修事業等を実施します。

○権利擁護支援者の発掘・育成

権利擁護支援者養成講座の実施や、権利擁護支援者の登録バンクの設置・運営など権利擁護支援者としての人材の発掘・育成を主導します。

④ 重層的支援体制の整備

《概要》

令和3年4月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、課題を抱える人を支援する体制や地域住民が地域の福祉を推進するために必要な環境の整備を、一体的かつ重層的に支援することもできるよう、重層的支援体制整備事業の創設などが規定されています。

本市においては、社会福祉法第106条の5に基づき、『重層的支援体制整備事業実施計画』（本計画別記）を定め、体制整備を進めます。

現状と課題

- 課題が複雑化・複合化した相談の増加
- 既存の制度やサービスでは対応が困難

施策の方向

○属性を問わない相談支援

各相談窓口では、相談者の属性に関わらず、その相談を受け止める「断らない相談」支援に取り組みます。

○多機関協働による支援

複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、重層的支援会議や支援会議を開催し、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。

○アウトリーチ等を通じた継続的支援

社会や人との関わりが困難な人、長期にわたりひきこもりの状態にあり、必要な支援が届いていない方やその世帯に対し、訪問活動等により状況把握を行います。

○参加支援

既存の社会参加の取り組みや制度では対応できない制度の狭間の個別ニーズに対し、新たな社会資源の開拓や、既存の社会資源の拡充など、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューの創設を図っていきます。

○地域づくりに向けた支援

丹波篠山市社会福祉協議会が実施する地区福祉会議において、地域住民の方と地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを実施する中で、共助による地域づくりを推進していきます。

基本目標3 地域住民同士の支え合い意識の浸透

① 地域住民の福祉意識の向上と浸透に向けた啓発

《概要》

現在のような人口減少、高齢化社会にあっては、地域において、すべての住民が支えられる立場もありながら、時には自分の役割を持って誰かを支え、住民相互に支え合い生活していく意識を浸透させていかねばなりません。また啓発活動などにより福祉に関する理解を深めることで地域住民主体の地域福祉を推進します。

現状と課題

- 地域での暮らしを支える側の担い手が必要
- 地域福祉への参加の促進が必要
- 地域福祉への意識の低さ

施策の方向

○地域における福祉教育と啓発活動

地域住民の高齢者、障がい者、子どものことや虐待等に関する理解が深まるよう各種フォーラムや講習会の開催を積極的に行うことで、地域住民参加型の地域福祉活動の推進を図ります。

また学校においても「総合的な学習の時間」等を活用し福祉教育を進めることで、子どもの頃から地域福祉への関心を高めていくとともに、将来の地域福祉活動を担う人材の育成にも取り組みます。

○支え合いの意識の醸成

地域福祉活動の担い手不足の問題に対して、新たな人材の掘り起こしを進めることはもちろん、これからは支えられる立場にある人が状況によっては支える側として、地域で活躍するような地域づくりが必要です。支え合いの意識は、福祉課題だけではなく、生活していくうえで共通の生き方でもあるため、相互の支え合い意識の醸成に取り組みます。

② 地域住民同士のつながりを生む交流の場づくり

《概要》

地域住民に地域福祉課題について問題意識を持ってもらい、地域での福祉活動の担い手として活躍してもらえるように、住民同士の地域内の情報が集まる交流の場の設置に努めます。支援者としての役割を持つ住民の増加は、地域福祉の底上げにつながります。活躍の場を設置することで、参加する地域住民が地域の福祉活動の担い手としての役割を認識し、住民同士の支え合い意識が形成されます。

現状と課題

- 地域コミュニティへの参加率の低さ
- 福祉活動の担い手としての活躍の場の設置
- 地域住民同士の支え合い意識

施策の方向

○地域イベント開催の促進

今後の地域福祉においてより多くの福祉活動への住民参加が求められる中、新しい参加者がなかなか増えないことは解決すべき重要な課題のひとつです。地域福祉活動への住民参加を促すには参加しやすい地域コミュニティづくりを進める必要があります。地域において学習会や地域イベントなど日常的に交流する機会、顔を合わせる場を設けることで、地域福祉活動への参画意識と相互に支え合う意識を高めていきます。

○地域参加の場づくり

住民の地域参加の場を設置することで、若い世代や高齢者世代まで、福祉活動の担い手としての参加を促進します。地域における一人暮らし高齢者や支援の必要な人の孤立感を解消する「ふれあい・いきいきサロン」や「いきいき倶楽部」、「子ども食堂」のように、つどいの場を提供する事業の推進を図ります。

③ 地域住民主体の見守り

《概要》

地域においても複雑化する様々な課題を発見することは困難になっています。また、災害等の緊急時に住民同士が支え合える地域となるためには、普段から地域の中で顔の見える関係づくりが必要です。そのためには、これまでも増して地域に密着した見守り活動の活性化が求められます。中でも身近な民生委員・児童委員を中心とした見守り活動の活性化は最重要課題のひとつですが、住民が地域課題に気付くことができるように、地域住民の見守り意識の向上を呼び掛けるような取り組みも必要です。

現状と課題

- 世帯の孤立化が進み、支援のニーズ発見が困難になっている
- 限られた見守り活動人員
- 非常時も見据えた地域ぐるみの見守り

施策の方向

○見守り活動の活性化

民生委員・児童委員による見守り活動について、地域住民への広報の強化などを通じて活動しやすい環境を整えるなど、見守り活動の活性化を図ります。

また、マメに見守り隊（高齢者・障がい者等見守りネットワーク）との連携を一層強化し、地域に根差して事業を営われている民間事業者による見守り活動の更なる活性化を図ります。

○地域住民主体の見守り活動

地域に身近な存在である民生委員・児童委員による見守り活動は、地域における要支援者の発見において重要な役割を担っています。今後は民生委員・児童委員以外にも身近な地域住民による見守りも行われることで、地域の見守り活動が促進されます。自治会など地域でのコミュニティの中で、日常的な見守りの推進を目的とした情報共有の機会が増えるよう主導していきます。

○非常時も見据えた地域ぐるみの見守り

時に災害時において、自力で避難が難しい方（避難行動要支援者）やその家族が身体や生活状況を近隣に伝えて地域とつながることで、万が一の災害時も安心して暮らせるような取り組みとして、災害時の個別避難計画を作成する「災害時ケアプラン作成事業」を実施します。また、現在も取り組んでいる「見守り台帳」を活用して、地域ぐるみで「誰ひとり取り残さない避難訓練」を実施し、地域での支え合いの重要性を周知啓発します。

④ 当事者を含めた課題解決の支援

《概要》

多くの地域福祉活動を支援していきますが、生活に課題を抱える人や家族などの当事者自身の課題解決に向けた支援をしていきます。また、課題を抱える当事者が地域とのつながりを持ち、その地域において生活しやすい環境になるような地域づくりを推進します。

現状と課題

- 生活に課題を抱える人のひきこもり
- 地域福祉活動参加者の固定化
- 見守り活動におけるプライバシーの境界

施策の方向

○当事者同士の交流促進

高齢者、障がい者、子どもなどが抱える課題やその家族同士が同じ課題に対する考えや悩みなどを共有し合う場を設けることで、当事者を含めた人たち相互の支え合う関係を構築します。また、課題解決に向けての活動について、当事者を含めた人たちの主体的な活動に繋がるよう支援します。

○地域福祉活動の主体とのつながりづくり

地域福祉活動の主体は見守り活動などによって、地域における課題の発見に努めていますが、課題を抱える当事者が相談を持ちかけた時に、地域が受け入れることのできる環境が理想的と言えます。日頃から地域福祉活動を行っている多様な主体と課題を抱える当事者を含めた家族などがつながりを持つために、地域の居場所としてサロンなどの継続的な運営を支援します。また、課題を抱えながらも自ら相談できない当事者や家族に対し、支援機関等が訪問活動や相談会等を通じて、行政や地域福祉活動の主体等の支援に繋がるように積極的に働きかけていく「アウトリーチ」の取り組みを推進します。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画における具体的な事業や取り組みの推進にあたっては、市民、地域福祉活動団体、ボランティア、行政、社会福祉協議会など、それぞれの主体的な活動を促進しながら連携を図り、それぞれの協働によって取り組みます。

(1) 行政内部における推進

本計画の推進にあたり、関係各課の横断的な連携の強化を図ることで課題解決に向けた総合的な支援や、効果的な施策の進行が期待されることから、より緊密な情報交換及び協働で課題解決に取り組みます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は地域福祉の推進を担う中核機関として「社会福祉法」において規定されており、市社会福祉協議会においても地域福祉推進計画を策定し、様々な福祉事業に取り組まれています。本計画の推進においても市民や各関係団体などの活動の中心としての役割を担うことが期待されているため、より一層の連携強化を図ります。

(3) 市民、地域福祉活動団体、ボランティア団体などとの連携

行政が市民、地域福祉活動団体、ボランティア団体、NPO 団体などとの連携を図ることは地域福祉の推進において重要であり、本計画を進めていく上でも必要不可欠です。本計画の周知啓発を進めるとともに、市民をはじめとする各関係団体等の協働で本計画の施策を推進していきます。

第6章 丹波篠山市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の目的と背景

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいなどにより、判断能力が十分でない方に対し、家庭裁判所が選任した成年後見人などが、財産管理（不動産や預貯金などの管理、様々な支払手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などを行い、本人を支援する制度です。

国は、権利擁護支援の一つである成年後見制度に関し、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある方たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないという状況から、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」を施行しました。翌年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定し、全国どの地域でも支援を必要とする方が成年後見制度を利用できるよう体制整備を進めることとしています。

また、令和 4 年度から令和 8 年度までの第二期計画では、「地域共生社会」の実現を目指し、支援を必要とする方も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

丹波篠山市においても、成年後見制度の利用が必要な人も地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、権利擁護支援における地域連携ネットワークを充実させることで「地域共生社会」の実現を目指します。

2 現状と課題

丹波篠山市では、平成23年4月に「篠山市権利擁護委員会」（以下「権利擁護委員会」という。）を設置し、権利擁護支援施策の充実や高齢者や障がい者虐待への対応など、権利擁護支援体制の構築を行ってきました。

平成27年2月には、権利擁護委員会での議論を踏まえ、権利擁護支援の核となる「篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター」を開設し、増加する権利擁護に関する相談や高齢者・障がい者虐待対応、成年後見制度の利用支援などの取り組みを推進していく体制を構築しました。更に平成29年8月には、より専門的な対応を継続的に実施できるよう、同センターの運営を権利擁護支援に特化したNPO法人に委託するなど、権利擁護支援体制の構築と充実を行っています。

また、核家族化が進み、支援する親族がいないケースや親族がいても適切な支援ができないケースが増えてきたことや介護支援専門員や相談支援専門員等の支援者に成年後見制度の周知が広がってきたことにより、支援が必要な人に成年後見制度が利用されることが増えてきました。令和5年7月31日時点における丹波篠山市の成年後見制度の利用者数は162人で、その内後見は100人、保佐48人、補助12人、任意後見2人となっており、年々増加傾向にあります。

しかし、成年後見制度の利用が必要な方が増加する中で、支援できる親族がいないケース等が増え、後見人等として親族が選任されるケースが減少しており、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見人等が必要となります。しかし、受任できる専門職が少ないことから、法人後見や市民後見人などの担い手育成にも取り組んでいく必要があります。

基本目標1 成年後見制度の周知・利用促進

1)周知啓発

現状と課題

- 令和元年度から令和4年度の間は、新型コロナウイルス感染症の影響により市民を対象とした周知啓発事業が進まなかった。
- あらゆる広報媒体を活用した情報発信が必要。

施策の方向

○市民への成年後見制度の周知

パンフレットの配布やホームページへの情報掲載、自治会の住民学習等での出前講座等を実施し、成年後見制度や権利擁護支援に関する周知啓発を行います。

また、高齢者・障がい者見守りネットワーク（マメに見守り隊）連絡会や認知症サポーター養成講座などあらゆる機会を活用し、制度の周知啓発を行っていきます。

（目標値）

出前講座等	5回/年
市民向け研修会	1回/2年

○相談窓口の周知

民生委員・児童委員等の地域の支援者を始め、市の窓口業務を担う部署や関係機関等へ相談窓口一覧を毎年度配布し周知を行います。

○介護・福祉サービス事業所及び関係機関への周知啓発

介護・福祉サービス事業所及び地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援相談窓口の相談機関や介護支援専門員、相談支援専門員等の相談支援機関を対象に研修事業を実施し、成年後見制度の周知啓発を行います。

また、相談支援機関等への研修に際しては、任意後見制度に関する事項も含め周知啓発を行います。

（目標値）

介護・福祉サービス事業等への研修	5回/年
相談支援機関等への研修	2回/年

2)成年後見制度の利用促進

現状と課題

- 権利擁護専門相談会は利用促進のため、さらなる周知が必要
- 適切な後見人候補者推薦のための受任調整の仕組みが必要

施策の方向

○相談支援

成年後見制度に関する相談を始め、権利擁護支援に関するあらゆる相談を電話や窓口等で対応し支援します。

権利擁護専門相談会を定期開催し、本人や家族等が弁護士・司法書士・社会福祉士から直接助言が受けられる機会を確保します。また、支援者等も権利擁護専門相談会を利用し、適切な支援につなげていきます。

権利擁護専門相談会の会場へ来場することが困難な方に対しては、市の法務専門員による出張訪問による専門相談を随時実施します。

(目標値)

相談件数	90 件/年
権利擁護専門相談会件数	24 件/年
権利擁護専門相談会（訪問型）件数	6 件/年

○受任調整の実施

本人にあった成年後見人等を推薦できるよう、受任調整の仕組みを検討し実施します。

○市長申立ての適切な実施

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や家族、親族等による申立てが期待できない場合は、成年後見審判申立審査会の適正な審査を経て、積極的に市長申し立てを実施する。

(目標値)

申立て件数（高齢者）	5 件/年
申立て件数（障がい者）	1 件/年

○成年後見制度利用支援事業の実施

所得や資産等の事情により、後見開始等の申立て費用の負担が困難な方に申立て費用の一部を、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方には後見人等への報酬の一部を助成することで、成年後見制度の利用促進を図ります。

(目標値)

報酬助成件数 (高齢者)	13 件/年
報酬助成件数 (障がい者)	11 件/年

基本目標2 権利擁護支援の体制整備

1)地域連携ネットワークの整備

現状と課題

- 地域で権利擁護支援につないでいく地域連携ネットワークの強化が必要

施策の方向

○地域連携ネットワークの強化

支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につながるよう権利擁護委員会等で協議を重ね地域連携ネットワークの強化を図ります。また、地域連携ネットワークをコーディネートする高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター（中核機関）についても権利擁護委員会での運営評価を通じて機能強化を図っていきます。

また、高齢者等の見守り機関や保健・医療・福祉・介護、司法関係等の関係機関で構成する権利擁護ネットワーク連絡会議を定例的に開催し連携強化を図り、適切な権利擁護支援や高齢者虐待の防止等を行っていきます。

（目標値）

権利擁護委員会	1回/年
権利擁護委員会サポートセンター運営部会	1回/年
権利擁護ネットワーク連絡会議	1回/年

○トータルサポート機能の強化

市の窓口業務を担う部署や関係機関とふくし総合相談推進室の連携を強化し、支援の必要な人の早期発見のための体制を強化します。

また、ふくし総合相談推進室に繋がれたケースについて、ふくし総合相談推進室は重層的支援体制整備事業の多機関協働事業実施機関として、高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターと連携しながら支援者支援を行いつつ、適切な支援へと繋げます。

（目標値）

トータルサポート連絡会の開催	2回/年
----------------	------

2)担い手育成・支援

現状と課題

- 支援の必要な高齢者や障がい者の増加が見込まれる中で、専門職後見人が不足している
- 親族後見人の相談窓口の周知不足
- 法人後見受任件数の増加

施策の方向

○支援者へのスーパーバイズ事業等の実施

支援が困難なケース等については、学識経験者等から指導を受けるスーパーバイズ事業を実施することで、適切な支援に繋ぐとともに、定期的実施する事例検討等を通じて支援者の資質向上を図ります。

(目標値)

スーパーバイズ事業	2回/年
権利擁護支援者資質向上研修	2回/年

○権利擁護支援者の育成・支援

市民後見人の養成を始め、多くの市民の方に地域連携ネットワークの一員として、支援の必要な方の早期発見や支援に理解をいただけるよう継続的に権利擁護支援者養成講座を実施します。具体的な活動を希望される方には、法人後見支援員等で活躍いただけるよう権利擁護支援者人材バンクの登録制度を継続します。

また、市民後見人が後見活動を実施する際には、安心して活動ができるよう高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターがサポートできるような体制を整え受任を促進します。

(目標値)

市民後見人養成講座修了者数	10人/2年
権利擁護支援者人材バンク登録者数	10人/2年
フォローアップ研修会の実施	3回/年

○後見人等への支援

高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターが被後見人等に関わるチーム員と連携し、日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適正に対応するための体制づくりを推進します。また、必要に応じてチーム員会議が行われるよう支援・調整を行い、本人の能力や状態の変化、本人にふさわしい支援が行われているのか検討を行います。

その他、高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターが親族後見人等の相談窓口となり、必要に応じて家庭裁判所等の関係機関と連携し、親族後見人のサポートを行います。

また、被後見人等に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出し、被後見人等が自らの価値観や選考に基づく意思決定支援は、権利擁護支援の重要な要素であることから後見人等を含めた支援者への意思決定支援に関する研修事業を行っていきます。

○法人後見の担い手育成・支援

権利擁護支援者養成講座を通じて、法人後見支援員の育成を図るとともに、複数の受任法人の必要性も含めて検討し、担い手不足改善に努めます。

第 7 章 丹波篠山市重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画策定の背景と趣旨

近年、地域や家族などの「つながり」が弱まる中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の狭間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化・複合化が進んでおり、8050問題や介護と育児のダブルケアをはじめとするひきこもりやヤングケアラーの問題など、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、生活課題に対し十分に対応できない事例も増加しています。

こうした中、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参加し、人と人、人と資源が世帯や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をみんなで作っていく「地域共生社会」の構築を進める必要があります。

国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築することを目的に、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されています。

重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域福祉活動の主体などとの協働による包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築することが目的です。

本市においても、この事業への取り組みを通じて、庁内及び関係機関の連携体制を強化し、地域共生社会の実現をめざしていきます。

2 現状と課題

近年、8050問題や介護と育児のダブルケアをはじめとするひきこもりやヤングケアラーの問題など、課題が複雑化・複合化した相談が増加しており、制度の狭間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。

本市では、このような複合化・複雑化した相談の課題を整理し、必要な支援関係機関につなぐ「ふくし総合相談窓口」を平成23年7月に設置しました。さらに平成31年度には、「ふくし総合相談窓口」での相談支援機能の強化を図るため、社会福祉課と長寿福祉課の専門職で構成する総合相談・支援グループを設置しました。そして、令和3年度に包括的相談支援体制の強化と重層的支援体制整備事業への取り組みを検討するため、「ふくし総合相談推進室」を設置しました。

「ふくし総合相談推進室」では、複雑化・複合化した課題を解きほぐし、適切な支援機関へつなぎ対応を行っていますが、既存の制度やサービスでは限界があります。

今後は、サービスや制度の活用だけでなく、住民同士が気にかけて、助け合う環境の中で「生きづらさ」を抱えている人に寄り添い、伴走し、人と人、人と地域をつなぐことの重要性が求められています。

3 重層的支援体制整備事業の実施概要

重層的支援体制整備事業は、制度の縦割りを解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を効果的かつ円滑に実施するため、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

事業の実施方法については、行政直営での実施に限らず民間事業者等への委託も含め検討していきます。

1) 属性を問わない相談支援

これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の相談支援体制を維持しつつ、各相談窓口では、相談者の属性に関わらず、その相談を受け止める「断らない相談」支援に取り組みます。

そこで、各相談窓口の相談員のスキルアップを図り、解決が難しい課題や多分野に係る課題には、関係機関がチームで対応する体制を強化していきます。

2) 多機関協働による支援

複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。

また、各支援関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、重層的支援会議等を開催し、支援プランの作成や適切な支援となっているのかの評価等について協議を行います。

庁内外の関係機関で構成するトータルサポート連絡会では、関係機関の連携強化及び意識の醸成や各相談窓口相談員のスキルアップを図ります。

3) アウトリーチ等を通じた継続的支援

社会や人との関わりが困難な人、長期にわたりひきこもりの状態にあり、必要な支援が届いていない方やその世帯に対し、訪問活動等により状況把握を行います。

また、支援関係機関や地域の関係者と連携し、本人やその世帯に寄り添い、時間をかけて本人との信頼関係を築き、必要な支援を届ける取り組みを進めていきます。

4) 参加支援

市内には、自治会やボランティアの方が実施されているサロンやカフェ、子ども食堂などがあります。また、就労支援やひきこもり支援の分野では、居場所や就労の場の提供及び当事者との関係づくりのための事業を実施しています。

まずは、既存の社会参加の取り組みや制度の周知を図っていきます。

既存の社会参加の取り組みや制度では対応できない制度の狭間の個別ニーズに対しては、新たな社会資源の開拓や、既存の社会資源の拡充など、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューの創設を図っていきます。

5) 地域づくりに向けた支援

丹波篠山市社会福祉協議会が実施する地区福祉会議において、地域住民の方と地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを実施する中で、共助による地域づくりを推進していきます。

また、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしながら、世代や属性を超えて交流できる場などを整えていきます。

4 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の取り組み

年度	区分	内容
令和5年度	移行準備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携の推進 ・ 本格実施への移行に向けた取り組みの検討 ・ 多機関協働事業の取組 本格実施に向けた課題の抽出及びマニュアルの作成 ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組 本格実施に向けた課題の抽出及びマニュアルの作成 ・ 支援関係機関への制度周知
令和6年度	移行準備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携の推進 ・ 支援関係機関への制度の周知 ・ 地域課題や社会資源の把握 ・ 整備が必要な社会資源の把握 ・ 参加支援事業実施方法等の検討 ・ 多機関協働事業の取組 ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
令和7年度	本格実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的支援体制整備事業の本格実施